

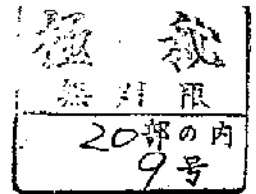
我が国の対応

我が国

中国課長

アルシュ・サミット

(政治問題をめぐる動き—東西関係を中心にして)



極秘第 14 号

89. 6. 15

情報調査局

1. 現状

議長国仏は、種々の考慮（サミットは「経済」サミットなりとの同国の固い原則、過早に外部に洩れざる措置の必要性等）から、7月7日の政務局長会合のぎりぎりまで政治宣言に関する仏の草案を提示しないとの方針である。他方、従来のサミットにおいて政治宣言は必ず発出されており、そのため前回のPR会合（5月末）においてとりあえず東西関係、人権及びテロの3項目について事務的準備を行うことが了解されている。これまでのサミットの場合と同様、政治問題討議の成り行きを見通すことには困難を伴うが、（1）東西関係について言えば、ゴルバチョフ書記長の動き（6月12～15日訪西独、7月4～6日訪仏、サミット参加首脳への書簡発出の可能性）がサミット直前まで西側の統一ポジションの文章化を難しくするであろうし、（2）人権については、仏革命200周年との関係で高らかに謳い上げざるを得ず、この関連で中国を具体的にどうとり上げるかの困難に躓着するであろう。（3）テロについても米国は最近に至りイランをテロ支援国家として非難し制裁措置（最小限、東京サミットの時合意された国家支援テロ抑止のための具体的措置）をとることを求めてきており、イランの名指し批判は我が国に難しい決定を迫ることとなる（我が国は、東京サミットにおいてリビアを名指しで非難することにつき、ぎりぎりの決断を求められた経緯あり、イランの場合はそれ以上に厳しい対応を迫られよう）。

2. 我が国にとっての問題点（厳しいサミットとなる可能性）

- （1）サミットでのソ連と中国の取り扱いは我が国のそれぞれの国との政策に影響を及ぼす性格のものであり、事態は厳しい。特に中国に対する厳しい見方は、相対的にゴルバチョフ・ソ連のイメージを高め、中国に対してはより厳しく、ソ連に対してはより緩やかな対応という結果になるであろう。これは我が国にとって最も望ましくないシナリオであり、そうなることが懸念される。
- （2）その全ての前提に現在、欧州で進められている東西関係の再構築に対する欧米諸国の思い入れがあり、ゴルバチョフの「新思考」外交はそれを加速し、ひいては中国に対して厳しい姿勢が出てくる素地をつくり出している。5月30日に採択されたNA

FD56000001

TOサミット宣言にみられる対ソ・対東欧認識がその直近の例である。同宣言においてはNATOによる抑止戦略は不変であり抑止力の維持が不可欠であるとの基本認識は堅持されてはいるものの、東側との関係について、対話を続け協力関係を続けていけば、東側はいずれ変化し民主的な国になるであろうとの楽観論が基調となっている。

(注)。米国については本年5月のブッシュ演説に見られる通り、ソ連に対する慎重な見方を基本としてソ連を国際社会に「統合」していく政策をとっているが、ブッシュ、ベーカー政権の「状況対応型」の政治手法の結果、欧州との正面衝突を避け妥協する可能性は残っている（今次NATO宣言が妥協した例であり、前回のPR会合でも東西経済関係につき米国は日和見）。

(注) NATOサミット宣言(抜粋)

(イ) 世界は急速に変化しつつある。

(ロ) ソ連において重要な改革が進行中。ソ連の現在の改革(より一層の開放、人権尊重等を実現)を歓迎。勿論多くのことが今後なされなければならない。

(ハ) 長期的には東西関係の新たな型を作り出すことを目的とする。そこでは人権と政治的自由が享受される。

(ニ) 東側との経済、貿易関係の拡大を求める。…西側の経験とノウハウを東側に及ぼす方法を検討する。…技術、管理分野での交流、協力訓練計画の設置、教育、科学及び文化交流の拡大の余地は依然としてある。

(3) この西側の姿勢の変化が我が国の対ソ、対中関係との関連で大きな問題を提起することになる。ソ連について言えば我が国は、政治と経済は不可分であるとの原則を確立

(4) 中国との関係は中国との経済関係、経協の問題を含め更に複雑である。欧米においては、上記(2)の通り、人権問題を含め対話と協力、場合によっては圧力を加えることにより、民主化の実現は可能であるし、そうすべきであるとの考え方に立って

いる。ソ連・東欧との関係においては現にヘルシンキ宣言に基づきその実現を東側に迫ることができる（一定の実績を上げてきている）。問題は中国との関係でも、同じことをやれるし、やるべきであるとの考えが欧米にあることである（政府当局者は、概ね慎重、但し議会乃至世論との関係で強い措置に傾く危険性あり）。我が国の対応が消極的な場合、人類の普遍的な価値を大事にしない国家、ということで西側の一員との我が国の基本姿勢への疑問を生じ対日批判につながる可能性がある。サミットの場で他の西側諸国の対中姿勢乃至措置がより厳しい場合には、①我が国として中国との基本的関係を損なうことなく、西側の一員としての立場を維持できるのか、②これまでの我が国の立場（人道的問題として非難）との整合性を保ち得るのか、という難しい選択の問題を生ずる。

3. 今後の対応

以上の現状認識に照らし、最低限日米間の考え方のすり合わせは不可欠であり、来るべき日米外相会談においては、対ソ認識乃至対ソ経済関係及び中国問題について十分意見交換を行ってサミットに臨むべきである。その際我が国の考え方乃至懸念を明確に伝えておく必要があり、それまでにサミットがらみでの我が国の立場を固めておく必要があることは言うまでもない。併せ議長国仏を中心に我が国の考え方を浸透させる努力を行っておくことが適当である。そのため対ソ関係（東西関係）に関する我が方の考え方乃至宣言案と人権問題に関する我が方の考え方（少なくともネガリスト）を事務的に要請されている6月25日までに仏に対し提示しておくこととする。

アルシュ・サミット政治問題
 (山下局長プレス・ブリーフィング要領)

平成元年6月30日

情報調査局企画課

1. サミットにおける政治問題の位置付け

(1) サミットは、73年石油危機等によりもたらされた世界不況を背景に、これを克服すべく、1975年11月、仏のジスカール・デスタン、西独のシュミットを中心に経済・通貨問題を主要先進民主主義国首脳間で討議する経済サミットとして発足。

(因みに、同年の主要な動きとしてヴェトナム戦争でのサイゴン陥落(4月)、全欧安保ヘルシンキ宣言署名(7月)、等あり。また、前年74年には、ニクソン訪ソ(6月)、フォード訪ソ(11月)と相次いで米ソ首脳会談が行われ、この頃デタント・ムードが最高潮に達していた。)

(2) しかしながらその後80年代にかけて、77年のソ連のSS-20の配備とこれを受けての79年のNATOの二重決定、及びソ連によるアンゴラ(75年)、エチオピア(77年)への関与、更には、アフガン侵攻(79年)といった第三世界各地域へのソ連の進出が進む中で、サミットにおける政治問題の比重は着実に増加。

(3) 当初から、食事中の話題として、その時々的重要な国際政治問題についても非公式に討議。80年のヴェネチア・サミットでは、アフガン問題に関するプレス声明が発出され、83年のウィリアムズバーグ・サミットにおいて、前述NATOの「二重決定」の立場を確認するとともに、西側の安全保障が不可分であり、グローバルな観点から取り組まなければならないことを謳った有名なステートメントが発出。以降、政治宣言

ないし声明の発出が恒例となり、政治討議の比重は増加。昨年のトロント・サミットにおいては、東西関係、テロリズム、麻薬からなる政治宣言、南ア、カンボディア、中東に関する議長総括とソウル・オリンピックについてのマルルーニ加首相の声明が発出。

2. サミット政治問題の意義

サミットはあくまでも参加首脳（及び外相）が世界情勢について自由率直な意見交換を行うのが本来の目的。日米欧の首脳が一堂に会する年一回の機会でもあり、首脳の中でサミット最多出場記録（11回目）を誇るサッチャー首相をはじめ各国首脳ともサミットで世界が直面する政治課題を討議する意義を高く評価。

3. 今次サミットの主要討議事項

(1) 特に政治討議については、予め議題を定めないので特徴。しかし、限られた時間を有効に使うべく事前の各種準備会合において考えられるトピックスを一応整理。尚、右準備会合については、サミット参加国の申し合わせにより、場所、時期、出席者等については一切公表しないこととしているので、御理解願いたい。いずれにせよ、最終的にはトップが決めることであり、以下はあくまで参考。

(2) サミット政治問題討議は、直前の国際情勢の動きに注目する要あり。（東京サミット直前のチェルノブイル事件、ヴェネチア・サミット直前のイランによる米艦スターク号攻撃事件等。）

その意味で、あえて私なりの推測を述べれば、ブッシュ政権後初の本格的な米ソ外相会談が5月に開かれ、ゴルバチョフ書記長の西独訪問（6月12～15日）、また訪仏予定（7月4～6日）があることから東西関係が焦点になることはまず間違いないと思われる。ゴルバチョフの改革や外

交姿勢に対する評価・対応が取り上げられようし、また、東欧諸国の動きについても欧米の首脳が相次いで訪問することもあり（6月ミッテラン訪「ボ」、7月ブッシュ訪「ボ」「ハ」、コールも訪「ボ」の可能性あり）話題にのぼる可能性が高いであろう。

さらに、従来からの例をみると、その時々大きな政治問題がサミットの場で取り上げられてきたこともあり、今回、中国問題はかなり議論されるのではないか。中国問題についての我が国の基本認識は、総理・大臣が国会等で述べられたように以下のとおり。

今回の事態は、基本的には西側諸国とは政治・社会体制、価値観を異にする中国の国内問題であるが、中国政府が、民主化を要求する学生・一般市民を武力鎮圧し、多数の死者を出したことは人道上の観点から容認できるものではない。

死刑を含めた弾圧の強化は、基本的に中国の司法の枠組みのなかで行われたものであるが、自由と民主主義を標榜する我が国の価値観と相いれない。取締りの強化等先般来の中国政府の一連の措置により、国際社会のなかにおける中国のイメージが大きく傷つけられたことは否定出来ず。近年、改革・開放政策のもと、近代化を推進してきた中国の努力を支援してきた我が国として深刻に憂慮。

他方、大局的見地から中国を再び国際社会において孤立化させてはならないという考慮が必要。

(3) 本年はたまたま仏革命200周年にあたっており、同革命にちなんだテーマ、たとえば人権問題等が取り上げられる可能性もある。

(4) 地域問題については、これまで主に首脳会合と並行して行われる外相会合において扱われてきたが、考えられるものとしては、(イ)中東(ロ)カンボディア(ハ)中米(ニ)南ア等々があろう。その他、国際テロ、麻薬といった問題もこれまで比較的頻繁に取り上げられてきている。特に国

際テロに関しては、従来の経緯・最近の情勢から取り上げられる可能性はあり得る。

4. 我が国の立場

サミットにおける日本の基本的立場は、まず西側先進民主主義諸国の主要な一員として東西関係の全体としての一層の安定化のため協力していくということ。更に、日本は、アジアの代表としての参加するわけではないが、「アジア・太平洋地域の一国」として、グローバルな意味合いを有するアジアの情勢（従来の例では朝鮮半島、カンボディア、比等がある）について、日本なりの見方を示し、各国の理解を深めてもらうことも重要。アジア主要国の意見は予め聞いておく予定。

5. 応答要領

(問1) 政治宣言は発出されるか。既に起草準備が行われているか。

(答) 宣言の発出等は、首脳が決定することであり、現段階では、何も決まっていない。(従来は、初日の晩餐会等で、首脳が出すか出さないかを決めている。)準備状況及び見通しについては、サミット参加国の申し合わせにより、何も申し上げられないことになっている。

(問2) 中国問題に関して、サミット参加国の中で日本が孤立することはないのか。

(答) この際、西側諸国にとって中国との関係は制約されたものとならざるを得ないが個々の対応においては、西側各国がおかれた情況(国内事情、中国とのこれまでの関係等)により、若干の濃淡が出てくることは止むを得ないところ。しかし、認識と対応の方向性は同じであるべきであり、実際そうなっていると考える。悲観はしていない。

(留意事項)

①中国についてサミットの場で討議されることとなろうが、これを文書にまとめるか否か、まとめるとすればいかなる文書とするか、等についてサミット参加国間のすり合わせはできていない。

②中国情勢についてはサミット参加国間の認識は基本的に一致していると思われる、中国を「名指し」にするかどうかは問題の焦点がある訳ではない。

(問3) 中国制裁の話が出た場合の対応如何。

(答) 仮定の問題であり、答えるのは差し控えたい。

(問4) 国際テロに関し宣言が発出される可能性如何。また、討議の議題となる可能性はあるか。

(答) 国際テロに関しても宣言が発出されるか否か、また、議論されるか否かにつき、何も決まっていない。(また、国際テロは極めて機微な問題であり、各国とも非常に神経質になっているので、本件取り扱いについては説明を控えたい。)

(問5) 議長サマリーは発出されるのか。その内容、また、日本から如何なる事項を盛り込むよう求める考えか。

(答) 議長サマリーは、基本的に議長の権限で発出されるもので、仏側の意向が重要な要素であるが、大体地域問題が含まれることが多い。(但し、右に限らない。) 発出される場合に日本から何を申し入れるかについては、現時点では決まっていない。

(問6) 南ア問題の扱い如何。

(答) 扱いについては未定。(他の地域問題についても同様のライン。)

サミット政治声明（人権）についての対仏申し入れ

1. 人類普遍の原理たる人権の尊重及び自由民主主義という価値観は先進民主主義諸国の共有する基本的理念であり、また、民主主義を選択することにより自国の平和と発展を図ってきた我が国としても極めて重視している。今次サミットにおいては仏革命200周年を記念する意味も込め、仏革命の精神を高らかに謳いあげる内容となることが極めて有意義であると考えており、我が国としては仏側の提示越す案文を最大限尊重したい。
2. その場合、特定国の人権及び民主化等への言及、更には具体的な行動の要求に関しては、C S C E等の枠組の有無、サミット参加各国と当該国との関係、及び当該国の事態に及ぼす効果等に留意しつつ慎重に検討することが必要である。このことから生じる多くの困難に照らし、我が国としては、敢えて個別、具体的に言及する必要はなく、抽象的な表現に止めるべきであると考えている。
3. 人権に関する声明について我が国としては、自由・民主主義の価値観の優位及び東西関係における人権面での進展について言及すべきであると考えているところ、その一案次のとおり。
 - ①個人の尊厳と護ることのできない権利の尊重を基盤とする自由・民主主義という我々の共有する価値観は他の価値観に基づく体制に対する我々の優位の源泉である。我々は、世界の潮流は我々の体制の正しさを確かなものにしていくことを誇りを持って再確認した。活力に溢れ繁栄した社会と真正な世界平和を希求するため、人権分野における一層の進展を支持する。
 - ②我々はヘルシンキプロセスにおける東側諸国の人権状況の改善を歓迎する。同プロセスの継続と人権分野での一層の進展を支持し、ソ連・東欧諸国が受諾したコミットメントを完全に実施に移すことを勧奨する。